

川口市自殺対策推進計画（第2次）について

国の策定している自殺対策基本法・自殺総合対策大綱を踏まえつつ、「誰もが自殺に追い込まれることのない川口市」の実現を、市民、関係機関・団体、企業および行政等が一体となって目指す指針として「川口市自殺対策推進計画（第2次）」を令和6年3月に策定。計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間としています。

1. 基本理念

「誰もが自殺に追い込まれることのない

助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現」

2. 基本方針

自殺総合対策大綱に則り、本計画においては、次の6つを基本方針として掲げています。

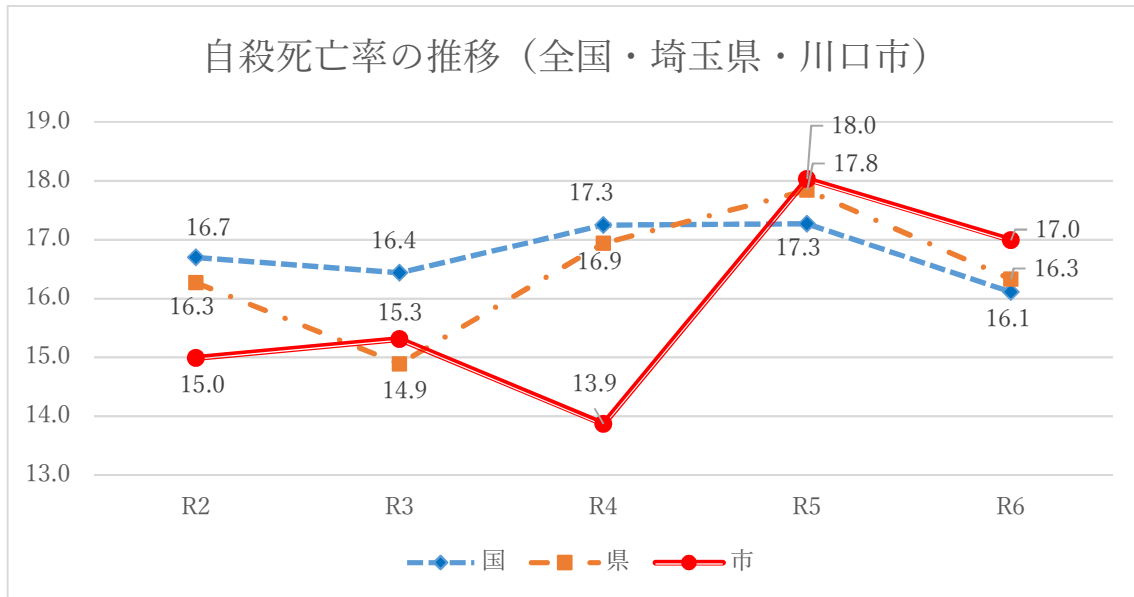
- (1) 生きることの包括的な支援の推進
- (2) 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪としての推進
- (5) 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮

3. 数値目標

国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値を設定しています。

指標	基準値 平成27年 (2015年)	計画策定時 令和4年 (2022年)	現状値 令和6年 (2024年)	目標値 令和8年 (2026年)
川口市 自殺死亡率 (人口10万対)	15.8	13.9	17.0	11.1
対2015年比	100%	88%	108%	70%

【参考】国及び県の自殺死亡率（人口１０万対）の推移



4. 施策の体系

本市の自殺対策は、「６つの基本施策」と「４つの重点施策」で構成されています。

【基本施策】

- 1 生きることへの希望がもてるつながりづくり
- 2 多様な相談体制の充実
- 3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進
- 4 市民への啓発と周知
- 5 自殺対策を支える人材の育成
- 6 地域におけるネットワークの強化

【重点施策】

- 1 高齢者を対象とした取り組みの推進
- 2 勤労者を対象とした取り組みの推進
- 3 生活困窮者等への取り組みの推進
- 4 女性を対象とした取り組みの推進

5. 推進施策の取組状況（令和６年度実績）

別紙のとおり